

東京都発達障害者支援地域協議会設置要領

22 福保障精第 562 号

平成 22 年 7 月 22 日

東京都発達障害者支援体制整備推進事業実施要綱（平成 22 年 7 月 6 日 22 福保障精第 316 号。以下「要綱」という。）の第 2 の（1）アに基づき設置する東京都発達障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）について、要綱第 8 の規定に基づき、必要な事項を定める。

1 設置目的

発達障害児（者）の支援について、保健・医療・福祉・教育・就労等、各分野の緊密な連携を図り、各施策を横断的に連絡・調整し、切れ目のない支援を提供する体制を推進することを目的とする。

2 協議会実施事項

- （1）区市町村における発達障害児（者）の支援体制整備に関すること。
- （2）保健・医療・福祉・教育・就労等、各分野における発達障害児（者）の支援の取組に関すること。
- （3）その他必要な事項

3 構成

- （1）協議会は、医療関係者、学識経験者、関係団体、区市町村職員及び東京都職員のうちから福祉局長が委嘱する委員をもって構成する。
- （2）委員の数は 20 名以内とする。
- （3）協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- （4）臨時委員は、福祉局長が委嘱する。

4 委員長及び副委員長

- （1）協議会には委員長及び副委員長を置く。
- （2）委員長は、委員及び臨時委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。
- （3）副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代理する。

5 幹事

運営について補佐をするため、幹事を置くことができる。

6 会議

- （1）協議会は、委員長が召集する。

(2) 委員長は、必要と認める者の出席を求めることができる。

7 任期

委員及び臨時委員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度末までとする。

8 会議の公開等

協議会の会議は、原則として公開とする。

9 事務局

協議会の事務局は、福祉局障害者施策推進部精神保健医療課に置く。

10 その他

この要領に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この要領は、平成22年7月22日から施行する。

附 則（平成28年6月20日28福保障精第520号）

この要領は、平成28年6月20日から施行する。

附 則（平成29年4月1日28福保障精第1877号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月14日30福保障精第416号）

この要領は、平成30年6月14日から施行する。

附 則（令和5年8月24日付5福祉障精第210号）

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和6年7月11日6福祉障精第482号）

この要領は、令和6年7月11日から施行する。